

2018年8月29日

# 東アジアに「婚姻の平等」を

## 社会変容に即した制度変革を目指して

アジア事業開発グループ  
コンサルタント 中 澤

今年7月、シンガポールの「建国の父」リー・クアン・ユー（李光耀：Lee Kuan Yew）氏の孫、リー・ファン・ウー（李桓武：Li Huanwu）氏が、ゲイであることをカミングアウトした。“Out In Singapore”（日本で2015年から行われている、カミングアウト・フォト・プロジェクト“OUT IN JAPAN”の姉妹プロジェクト）のウェブサイトには、パートナーと共に写るファン・ウー氏のポートレートが掲載されている。英国による統治の歴史を持つシンガポールでは、植民地遺制として男性の同性愛を違法とする「刑法377A条」が残存しており、東アジアの中でもとりわけLGBT<sup>1</sup>に対する差別や偏見は根強い。そのような中で、ファン・ウー氏のカミングアウトはまさにこの地域の世代交代とそれに伴う社会変容を象徴しているようだ。

それとは対照的に、東アジアにおけるLGBTの権利保障は進んでいない。図表1は、データが利用可能な世界57カ国・地域の所得水準（購買力平価で見た1人あたりGDP）と、同性愛に対する態度（「世界価値観調査<sup>2</sup>」で同性愛について「絶対に正当化できない（Never justifiable）」と答えた人の割合）の関係を示したものだ。これを見ると、所得水準と同性愛に対する態度との間には負の相関関係（低所得国ほど同性愛に対し不寛容な傾向）があることが分かる。

また、プロットの形状は「婚姻の平等（marriage equality）<sup>3</sup>」の達成状況を示し、それぞれ「○：婚姻の平等が達成されている（同性婚が認められている）」、「△：異性婚に準ずる法制度がある」、「×：法制度は存在しない」を意味する。図表1の右下のエリア（黄色）

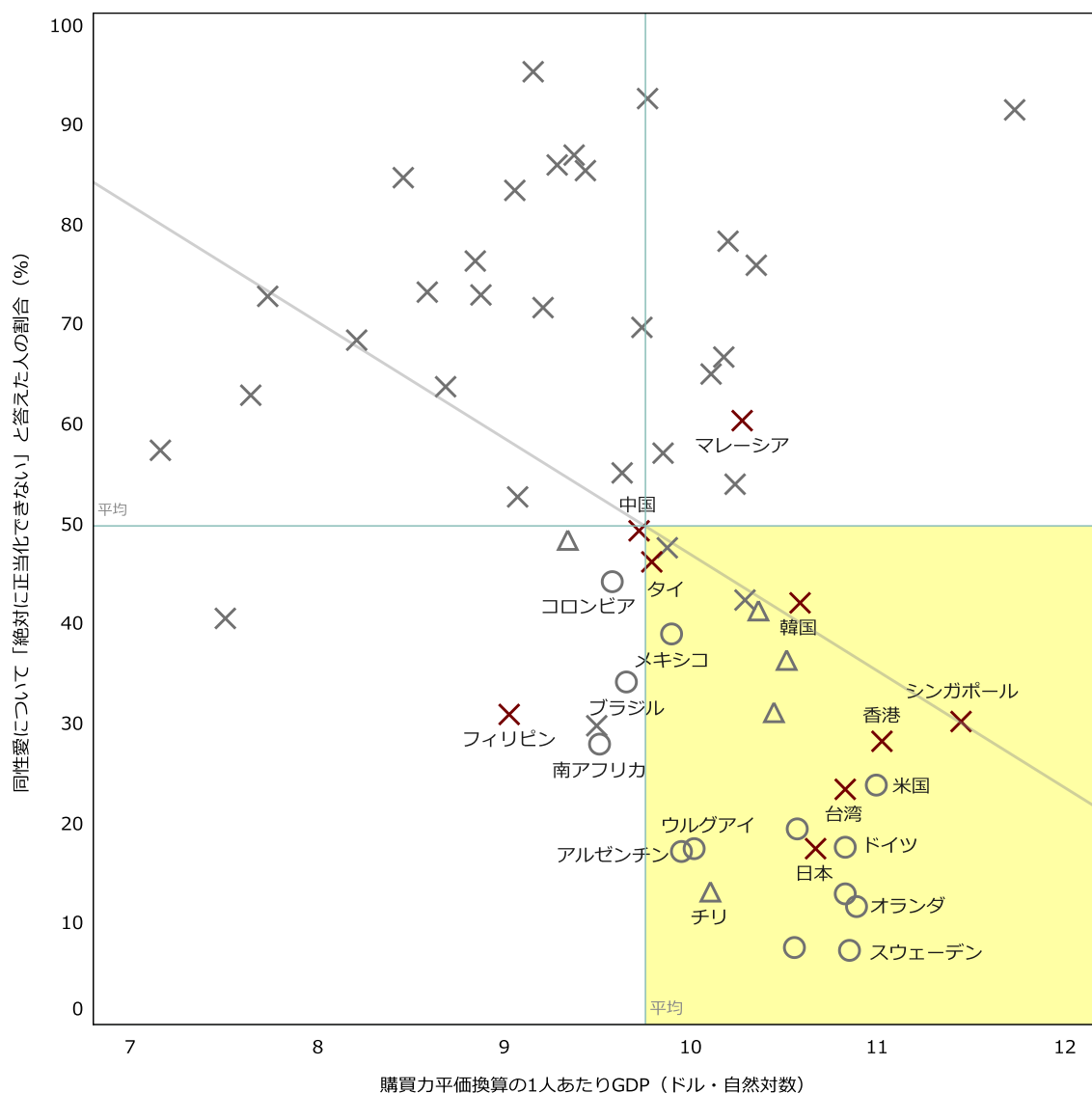
<sup>1</sup> 性的少数者の中には性分化疾患（Intersex）やクィア（Queer）、クエスチョニング（Questioning）等、多様な人々が存在するため、LGBTI や LGBTQ、LGBTQI が望ましいとする見方もあるが、本稿ではこの点を踏まえた上で、LGBTを「性的少数者」の意で使用する。

<sup>2</sup> World Values Survey (WVS). Inglehart, R., C. Haerpfer, A. Moreno, C. Welzel, K. Kizilova, J. Diez-Medrano, M. Lagos, P. Norris, E. Ponarin & B. Puranen et al. (eds.). 2014. World Values Survey: Round Six - Country-Pooled Datafile Version: <http://www.worldvaluessurvey.org/WVSDocumentationWV6.jsp>. Madrid: JD Systems Institute.

<sup>3</sup> 「同性婚（same-sex marriage）」とほぼ同義だが、同性婚が異性婚と対比される概念で、異性婚とは異なる別の制度として構築される場合もあるのに対し、「婚姻の平等（marriage equality）」は、婚姻制度を異性間に限定せず、その権利を同性間にも拡大させるという意味を含む。

は、相対的に所得水準が高く、同性愛に対する態度が寛容な国・地域のグループを示しており、「○」か「△」は殆どこのエリアに集中していることが見てとれる。1人あたりの所得水準が高まれば同性愛に対する態度が寛容になり、その結果、「婚姻の平等」が達成されるという因果関係の存在を示唆しているといえよう<sup>4</sup>。

図表 1：同性愛に対する態度と所得水準の関係



注 1：WVS の調査年は 2010～2016 年（国によって異なる）。1人あたり GDP は 2017 年（推計値を含む）。  
 注 2：メキシコで同性婚が認められるのは首都の他一部の州のみであるが、それらの州で成立した同性婚は他の州でも認められるため、「○」とした。  
 出所：WVS Wave 6、IMF より大和総研作成

<sup>4</sup> 相関関係は因果関係を意味せず、あくまでも「示唆」に留まる。また、本稿では紙幅の制約により、その背後にある因果メカニズムにまで踏み入ることはできない。

---

注目すべきは、東アジア（赤色のプロット）の多くがこのグループに含まれながら、ことごとく「X」となっている点だ。ここに含まれるのは、シンガポール、香港、台湾、日本、韓国、タイである。タイ以外の所得水準は、欧米（オランダ、スウェーデン、ドイツ、米国）と並ぶか、超える水準に達している。一方で、所得水準だけでみれば東アジアよりも低い中南米（アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、メキシコ、ウルグアイ）やアフリカ（南アフリカ）でも、「○」や「△」の国は存在する。

現在までに、東アジアで制度化に向けた動きがみられるのは台湾とタイだけだ。台湾では、同性婚を認めない現行の民法に対し違憲判断が下され、2019年5月までの立法措置が求められている<sup>5</sup>。タイでは、同性婚に準ずる「パートナーシップ法」の法案作成の準備が進められている段階で、現政権下で成立する見通しとなっている<sup>6</sup>。

とはいえ、2000年に世界で初めてオランダで同性婚が認められてから、「婚姻の平等」の歴史は未だ20年に満たない。この問題には一定の政治的・社会的センシティブリティが付き纏い、論理性を欠く一方的な権利主張にはバックラッシュも懸念されることを考えれば、進展は遅くならざるを得ないのかもしれない。

しかし「婚姻の平等」は、東アジアにおいては特に重要な意味を持つ。この視点は見過ごされがちだが、日本を除く東アジアで公的年金のような社会保障制度の整備が本格化したのは90年代に入ってからで、それ以前の血縁や地縁に基づく相互扶助の慣習は急速に廃れつつある。これに追い打ちをかけるように、早くも訪れた少子高齢化による財政制約の強化は時間の問題だ。社会保障制度にも伝統社会にも希望を持たないとすれば、30代から定年までの資産形成期には支え合い、老年期を共にできるパートナーの存在は重要性を大きく増す。その関係性に法的な承認が得られることは、この地域の当事者にとって、最初からそれが当たり前だった人々以上に、ずっと心強いものとなるだろう<sup>7</sup>。

かつて「奇跡」と呼ばれたほどのダイナミックな経済発展を遂げ、今や東アジア経済は成熟期を迎えている。にもかかわらず、1カ国も「婚姻の平等」が実現できていない現状は、この地域の社会が未だ成熟からは遠い段階にあることを感じさせる。それでも、フアン・ウー氏のカミングアウトが象徴するように、この地域の世代交代は進み、社会はその姿を変えようとしている。東アジアには、社会変容に即した制度変革が求められている。

—以上—

---

<sup>5</sup> 中澤（2017）「東アジアはLGBTフレンドリーなのか？—国際社会における立場と国内制度の現状」大和総研「アジアインサイト」2017年10月19日

<sup>6</sup> 中澤（2018）「タイ：『同性婚』法案の背景と課題—不安定な政治と不寛容な社会を乗り越えられるか」大和総研「アジアインサイト」2018年5月18日

<sup>7</sup> 言うまでもなく、結婚の選択は個人の価値観に拠り、その多様性もまた尊重されなければならない。しかしそれが個人の選択の問題であることの前提には「婚姻の（機会の）平等」が必要であるといえよう。